

令和6年3月

第3回

横手市議会  
定例会議案

## 令和6年第3回横手市議会3月定例会議案一覧表

- |             |                  |      |
|-------------|------------------|------|
| (1) 諮問第1号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (2) 諮問第2号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (3) 諮問第3号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (4) 諮問第4号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (5) 諮問第5号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (6) 諮問第6号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (7) 諮問第7号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (8) 諮問第8号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (9) 諮問第9号   | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (10) 諮問第10号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 当日配付 |
| (11) 同意第1号  | 農業委員会委員の任命について   | 当日配付 |
| (12) 同意第2号  | 農業委員会委員の任命について   | 当日配付 |
| (13) 同意第3号  | 農業委員会委員の任命について   | 当日配付 |
| (14) 同意第4号  | 農業委員会委員の任命について   | 当日配付 |

(15)	同意第5号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(16)	同意第6号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(17)	同意第7号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(18)	同意第8号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(19)	同意第9号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(20)	同意第10号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(21)	同意第11号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(22)	同意第12号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(23)	同意第13号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(24)	同意第14号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(25)	同意第15号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(26)	同意第16号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(27)	同意第17号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(28)	同意第18号	農業委員会委員の任命について	当日配付
(29)	同意第19号	農業委員会委員の任命について	当日配付

(30)	同意第20号	農業委員会委員の任命について			当日配付
(31)	同意第21号	農業委員会委員の任命について			当日配付
(32)	同意第22号	農業委員会委員の任命について			当日配付
(33)	同意第23号	農業委員会委員の任命について			当日配付
(34)	同意第24号	農業委員会委員の任命について			当日配付
(35)	議案第4号	横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例	1	～	7
(36)	議案第5号	横手市インキュベーション施設設置条例	8	～	14
(37)	議案第6号	横手市生涯学習館設置条例	15	～	25
(38)	議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	26	～	33
(39)	議案第8号	横手市行政組織条例等の一部を改正する条例	34	～	41
(40)	議案第9号	横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例	42	～	52
(41)	議案第10号	横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例	53	～	55
(42)	議案第11号	横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	56	～	59
(43)	議案第12号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	60	～	63
(44)	議案第13号	横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	64	～	65

(45) 議案第14号	横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例	66	～	67
(46) 議案第15号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例	68	～	73
(47) 議案第16号	横手市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例	74	～	80
(48) 議案第17号	横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例	81	～	82
(49) 議案第18号	横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例	83	～	86
(50) 議案第19号	横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例	87	～	89
(51) 議案第20号	横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例	90	～	94
(52) 議案第21号	横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例	95	～	97
(53) 議案第22号	横手市女性センター条例を廃止する条例	98	～	103
(54) 議案第23号	財産の取得について (横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業保留地)			104
(55) 議案第24号	財産の無償譲渡について (ペットボトル等処理センター)	105	～	106
(56) 議案第25号	財産の無償貸付け及び減額貸付けについて (旧睦合小学校)	107	～	108
(57) 議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について (雄物川中央公園、横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村)			109
(58) 議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市横手駅東西交流施設)			110
(59) 議案第28号	権利の放棄について			111

(60)	議案第29号	権利の放棄について	112
(61)	議案第30号	権利の放棄について	113
(62)	議案第31号	権利の放棄について	114
(63)	議案第32号	権利の放棄について	115
(64)	議案第33号	権利の放棄について	116
(65)	議案第34号	市道路線の廃止について	117 ~ 118
(66)	議案第35号	市道路線の認定について	119 ~ 120
(67)	議案第36号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第14号)	予算書の頁
(68)	議案第37号	令和5年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(69)	議案第38号	令和5年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(70)	議案第39号	令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算(第5号)	予算書の頁
(71)	議案第40号	令和5年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(72)	議案第41号	令和5年度横手市病院事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(73)	議案第42号	令和5年度横手市水道事業会計補正予算(第4号)	予算書の頁
(74)	議案第43号	令和5年度横手市下水道事業会計補正予算(第3号)	予算書の頁

(75)	議案第44号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	121
(76)	議案第45号	令和6年度横手市一般会計予算	予算書の頁
(77)	議案第46号	令和6年度横手市国民健康保険特別会計予算	予算書の頁
(78)	議案第47号	令和6年度横手市後期高齢者医療特別会計予算	予算書の頁
(79)	議案第48号	令和6年度横手市介護保険特別会計予算	予算書の頁
(80)	議案第49号	令和6年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算	予算書の頁
(81)	議案第50号	令和6年度横手市市営温泉施設特別会計予算	予算書の頁
(82)	議案第51号	令和6年度横手市財産区特別会計予算	予算書の頁
(83)	議案第52号	令和6年度横手市病院事業会計予算	予算書の頁
(84)	議案第53号	令和6年度横手市水道事業会計予算	予算書の頁
(85)	議案第54号	令和6年度横手市下水道事業会計予算	予算書の頁

議案第4号

横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市健康の駅よこてトレーニングセンターを設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。



## 横手市健康の駅よこてトレーニングセンター設置条例

(設置)

第1条 市民交流及び自発的かつ継続的なトレーニングの場における運動を習慣づけることにより、市民の健康の増進及び維持を図るため、横手市健康の駅よこてトレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
健康の駅よこて東部トレーニングセンター	横手市駅前町1番21号
健康の駅よこて南部トレーニングセンター	横手市十文字町植田字一ト市330番地
健康の駅よこて西部トレーニングセンター	横手市大森町菅生田245番地34

(開館時間及び休館日)

第3条 トレーニングセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 トレーニングセンターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、トレーニングセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、トレーニングセンターの使用を許可しな

い。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) トレーニングセンター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、トレーニングセンターを使用するもの（以下「使用者」という。）から1回につき300円（使用者が市外に住所を有する場合には、600円）の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、トレーニングセンターの使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合  
(指定管理者による管理)

第10条 トレーニングセンターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) トレーニングセンターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターに関し市長が特に必要と認める業務  
(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従ってトレーニングセンターの管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 トレーニングセンターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、トレーニングセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、トレーニングセンターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) トレーニングセンター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、トレーニングセンターを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 第6条に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、トレーニングセンターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、トレーニングセンターの使用が終わった場合若しくは第9条の規定により利用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、トレーニングセンター又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

横手市インキュベーション施設設置条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市インキュベーション施設を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市インキュベーション施設設置条例

(設置)

第1条 県外企業、起業家その他の横手市において事業を営み、又は営もうとする者に活動拠点を提供することにより、企業誘致、起業又は創業の支援及びビジネスによるにぎわいの創出を図るため、横手市インキュベーション施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 Bizサポートよこて
- (2) 位置 横手市駅前町1番21号

(開館時間及び休館日)

第3条 施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると市長が認めた場合



(使用料)

第6条 市長は、施設を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、施設の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 施設の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」とい

う。)に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。  
(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
  - (2) 施設の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設に関し市長が特に必要と認める業務
- (指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って施設の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、施設を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しよう

とするとともに同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を施設において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生

じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合
- (3) 利用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、施設の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合  
(原状回復義務)

第19条 使用者は、施設の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条、第15条関係）

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
----	----	-------

パーソナルオフィス	A	1月につき	15,000円
	B		50,000円
	C		25,000円
シェアオフィス		1月につき	10,000円
コワーキングスペース		3時間につき	500円
		1日につき	1,000円
		1月につき	8,000円
メールボックス用ロッカー		1月につき	1,000円
共有会議室		1時間につき	500円

#### 備考

- 1 パーソナルオフィス又はシェアオフィスの使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 メールボックス用ロッカー又は共有会議室の使用はパーソナルオフィス、シェアオフィス又はコワーキングスペースの利用者が使用する場合に許可するものとし、その使用料はコワーキングスペースの利用者が使用する場合に徴収する。

議案第 6 号

横手市生涯学習館設置条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市生涯学習館を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市生涯学習館設置条例

(設置)

第1条 市民が生涯に行うあらゆる学習の場を提供することにより、市民文化の向上並びにまちなか再生及びにぎわい創出を図るため、横手市生涯学習館（以下「生涯学習館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 横手市生涯学習館
- (2) 位置 横手市駅前町2番12号

(開館時間及び休館日)

第3条 生涯学習館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 生涯学習館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、生涯学習館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生涯学習館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 生涯学習館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習館の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、生涯学習館を使用するもの（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰ることができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、生涯学習館の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 生涯学習館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理



者」という。)に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 生涯学習館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習館に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従って生涯学習館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 生涯学習館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、生涯学習館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生涯学習館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 生涯学習館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、生涯学習館を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴

収する。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。
  - (1) 別表に定める範囲以内であること。
  - (2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。
  - (3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。
- 5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を生涯学習館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、生涯学習館の利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認められた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、生涯学習館の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、生涯学習館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認められた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月14日から施行する。

(横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正)

- 2 横手市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成25年横手市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長が管理執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) <u>スポーツに関する事務のうちスポーツ振興に関すること</u>（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) <u>文化に関する事務のうち文化振興に関すること</u>（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(市長が管理執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、教育委員会の職務権限に属する事務のうち次に掲げる事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ</u>に関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) <u>文化</u>に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>(3) [略]</p>

(横手市立図書館設置条例の一部改正)

- 3 横手市立図書館設置条例（平成17年横手市条例第301号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正す

る。

改正前	改正後												
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、<u>図書館法</u>（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、横手市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 743 1102 935"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>横手市立横手図書館</td><td>横手市大町7番9号</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>図書館は、次の事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第3条に掲げる事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>図書館の施設の利用に関すること。</u></p> <p>(入館の制限又は使用の禁止)</p> <p>第4条 <u>横手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u></p>	名称	位置	横手市立横手図書館	横手市大町7番9号	[略]		<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>図書館法</u>（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、横手市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 743 1960 935"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>横手市立横手図書館</td><td>横手市駅前町2番12号</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 <u>図書館の開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 <u>横手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u></p>	名称	位置	横手市立横手図書館	横手市駅前町2番12号	[略]	
名称	位置												
横手市立横手図書館	横手市大町7番9号												
[略]													
名称	位置												
横手市立横手図書館	横手市駅前町2番12号												
[略]													

は、図書館を使用する者が管理上支障があると認めるときは、図書館の入館を制限し、又は使用を禁止し、退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第5条 故意又は過失により建物又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料を紛失し、又は破損した者は、現品又は教育委員会が指定する資料をもって弁償しなければならない。

は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 図書館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると教育委員会が認めた場合

(原状回復義務)

第5条 図書館を使用するもの(以下「使用者」という。)

は、図書館の使用が終わった場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者は、図書館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定により、横手市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、横手市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は委員16人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校教育の関係者

(3) 社会教育の関係者

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、そ

<p>(委任)</p> <p>第7条 この<u>条例に定めるもののほか</u>必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>の職務を代理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この<u>条例の施行に関し</u>必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

別表（第6条、第15条関係）

（消費税を含む。）

区分		単位	使用料の額
オープンスペース	営利を目的としない場合	1時間につき	1,500円
	営利を目的とする場合		4,500円
スタジオ	営利を目的としない場合		1,000円
	営利を目的とする場合		3,000円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。



議案第7号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に係る関係規定の整備を図るため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(横手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 横手市職員の育児休業等に関する条例(平成17年横手市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職</p>

要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

員（以下「会計年度任用職員という。）を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横手市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び報酬をいう。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び報酬をいう。</p>

<p>(期末手当)</p> <p>第12条 会計年度任用職員であつて、任用期間が6箇月以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものには、給与条例適用職員の例により、期末手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第12条 会計年度任用職員であつて、任用期間が6箇月以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものには、給与条例適用職員の例により、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

(横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年横手市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次条において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げ</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次条において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げ</p>

る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員 報酬並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の例による報酬並びに期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員 給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

3 [略]

る区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員 報酬並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の例による報酬、期末手当並びに勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員 給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

3 [略]

(横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の給与の種類) 第25条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方	(会計年度任用職員の給与の種類) 第25条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方

公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「第1号職員」という。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第15条、第17条及び第18条の規定は、第1号職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第2号職員」という。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

4 第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第15条及び第17条の規定は、第2号職員には適用しない。

公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「第1号職員」という。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第15条及び第18条の規定は、第1号職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第2号職員」という。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

4 第4条、第5条、第7条、第9条、第10条及び第15条の規定は、第2号職員には適用しない。

（横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第320

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第28条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員(以下「第1号職員」という。)の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第9条、第11条、第13条、第18条、<u>第20条</u>及び第21条の規定は、第1号職員には適用しない。</p> <p>3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「第2号職員」という。)の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び退職手当とする。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第28条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員(以下「第1号職員」という。)の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u><u>及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第9条、第11条、第13条、第18条及び第21条の規定は、第1号職員には適用しない。</p> <p>3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「第2号職員」という。)の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p>

4 第5条から第7条まで、第9条、第11条、第13条、第18条及び第20条の規定は、第2号職員には適用しない。

4 第5条から第7条まで、第9条、第11条、第13条及び第18条の規定は、第2号職員には適用しない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 8 号

横手市行政組織条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

庁舎機能の再編を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市行政組織条例等の一部を改正する条例

(横手市行政組織条例の一部改正)

第1条 横手市行政組織条例（平成17年横手市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>ア～オ [略]</p> <p><u>カ 国際交流に関すること。</u></p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p> <p>シ [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画部</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>コ [略]</p> <p>サ [略]</p>

<p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>ソ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) まちづくり推進部</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p>シ [略]</p> <p>ス [略]</p> <p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) まちづくり推進部</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 多文化共生に関すること。</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p>
---	---

(横手市行政組織条例の一部改正)

第2条 横手市行政組織条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 市民福祉部

ア～コ [略]

サ 市民相談に関すること。

シ [略]

(5)～(8) [略]

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 市民福祉部

ア～コ [略]

サ [略]

(5)～(8) [略]

(横手市行政組織条例の一部改正)

第3条 横手市行政組織条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) まちづくり推進部 ア～エ [略]	(分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) まちづくり推進部 ア～エ [略]

オ <u>文化振興</u> に関すること（次号に掲げるものを除く。）。 カ・キ [略] (4)～(8) [略]	オ <u>文化</u> に関すること（次号に掲げるものを除く。）。 カ・キ [略] (4)～(8) [略]
---	---

（横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部改正）

第4条 横手市勤労者等福祉施設設置条例（平成17年横手市条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条、第13条関係）				別表（第5条、第13条関係）			
（消費税を含む。）				（消費税を含む。）			
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
特別会議室	[略]			特別会議室	[略]		
会議室（AV室）	<u>営利を目的としない場合</u>	1時間につ	200円				
	<u>営利を目的とする場合</u>	き	700円				
[略]				[略]			

備考 1～4 [略]	備考 1～4 [略]
---------------	---------------

(横手市ふれあいセンター設置条例の一部改正)

第5条 横手市ふれあいセンター設置条例（平成17年横手市条例第192号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(施設)</u></p> <p><u>第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) かまくら館</u></p> <p><u>ア ホール</u></p> <p><u>イ 研修室1</u></p> <p><u>ウ 研修室2</u></p> <p><u>エ 研修室3</u></p> <p><u>オ 研修室4</u></p> <p><u>カ ミーティングルーム</u></p>	<p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。</u></p>

キ 談話室

ク 映像室

ケ かまくら室

(2) 市民広場

ア ステージ

イ 広場

別表（第6条関係）

(1) [略]

(2) かまくら館 研修室等

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室1	営利を目的としない場合	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合		3,100円
研修室2	営利を目的としない場合		350円
	営利を目的とする場合		2,550円
研修室3	営利を目的としない場合		350円

別表（第6条関係）

(1) [略]

(2) かまくら館 研修室等

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
研修室	営利を目的としない場合	1時間につき	350円
	営利を目的とする場合		2,350円

	営利を目的とする場合	2,300円				
研修室4	営利を目的としない場合	350円				
	営利を目的とする場合	2,350円				
[略]			[略]			
備考 1～3 [略] (3) [略]			備考 1～3 [略] (3) [略]			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和6年4月1日
  - (3) 第3条の規定 令和6年9月14日
- 2 第1条の規定による改正後の横手市行政組織条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。



議案第 9 号

横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市交流センターの施設に係る規定の見直しをするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例

(横手市交流センター設置条例の一部改正)

第1条 横手市交流センター設置条例（平成22年横手市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 横手市交流センター</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(施設)</u></p> <p>第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) Y<sup>2</sup>ぷらざ</u></p> <p><u>ア オープンスペース</u></p> <p><u>イ 観光情報コーナー</u></p> <p><u>ウ 図書・地域情報コーナー</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 横手市交流センター <u>Y<sup>2</sup>ぷらざ</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>(施設)</u></p> <p>第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) オープンスペース</u></p>

エ 喫茶コーナー

オ 横手市児童センター

カ 市民活動センター

キ Bizサポートよこて

ク 健康の駅よこて東部トレーニングセンター

(2) にぎわい広場（屋外付帯施設）

(3) 上記以外の土地

(使用の許可)

第4条 [略]

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると

(2) 市民活動センター

(3) にぎわい広場

(4) 横手市児童センター

(5) 横手市インキュベーション施設

(6) 健康の駅よこて東部トレーニングセンター

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 [略]

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

き。

(2) センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると市長が認めたとき。

(使用料)

第6条 [略]

(使用料の減免)

第7条 [略]

(使用料の不還付)

第8条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反

(2) センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第7条 [略]

(使用料の減免)

第8条 [略]

(使用料の不還付)

第9条 [略]

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反

したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事由により、センターの使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。この場合において、第4条、第5条、第8条及び第9条中「使用の」とあるのは「利用の」と、「使用しよう」とあるのは「利用しよう」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用

した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、センターの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。この場合において、第5条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

料」とあるのは「利用料金」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用が」とあるのは「利用が」と読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) センター及び設備の維持管理に関する業務

(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第12条 [略]

(指定管理者による利用料金の承認)

第13条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(1) [略]

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) [略]

(指定管理者による管理の基準)

第13条 [略]

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の許可)

第14条 センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) センター、備品等を損傷し、又は滅失するおそれ

がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第16条 指定管理者は、センターを利用するもの（以下「利用者」という。）から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

(1) 別表に定める範囲以内であること。

(2) 第12条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。

(3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認を



した利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第18条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、センターの使用が終わったとき、若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 [略]

(委任)

第17条 [略]

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合

(3) 利用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、センターの利用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第20条 使用者は、センターの使用が終わった場合若しくは第10条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第21条 [略]

(委任)

第22条 [略]

別表（ <u>第6条、第13条関係</u> ） [略]	別表（ <u>第7条、第16条関係</u> ） [略]
--------------------------------	--------------------------------

（横手市交流センター設置条例の一部改正）

第2条 横手市交流センター設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 <u>まちなか再生とにぎわい創出、市民の文化向上と地域振興、健康及び福祉の増進並びに観光振興を図るため、横手市交流センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>	（設置） 第1条 <u>まちなか再生、にぎわい創出、市民活動、ビジネス支援並びに健康及び福祉の増進を図るため、横手市交流センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年9月14日から施行する。

議案第10号

横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市総合交流促進施設あさくら館に陶芸室を置くため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例

横手市横手総合交流促進施設設置条例（平成17年横手市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
別表第2（第6条、第15条関係）			別表第2（第6条、第15条関係）				
1～3 [略]			1～3 [略]				
4 横手市総合交流促進施設 あさくら館			4 横手市総合交流促進施設 あさくら館				
（消費税を含む。）			（消費税を含む。）				
区分		単位	使用料の額	区分		単位	使用料の額
[略]				[略]			
コミュ	[略]		コミュ	[略]			
ニティ	調理実習 室	[略]	ニティ	調理実習 室	[略]		
ゾーン							
			陶芸室	営利を目的としない場合	1時間に	100円	
				営利を目的とする場合	つき	300円	

[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]
5・6 [略]	5・6 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議員報酬等の額について見直しを行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年横手市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>456,000円</u> 副議長 月額 <u>411,000円</u> 議員 月額 <u>384,000円</u>	(議員報酬) 第1条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>524,000円</u> 副議長 月額 <u>472,000円</u> 議員 月額 <u>441,000円</u>

(横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 横手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>820,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>658,000円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 市長等の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,104,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>822,000円</u></p> <p>2 [略]</p>

(横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年横手市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>566,000円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給料の支給)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>707,000円</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示</u>しなければならない。</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し</u>なければならない。</p>

(電磁的記録等)

- 第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者  
(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以

(電磁的記録等)

- 第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者  
(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以

下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) [略]

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) [略]

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 [略]

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

ペットボトル等処理センターを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年横手市条例第152号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（一般廃棄物処理施設） 第15条の2 市が設置する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			（一般廃棄物処理施設） 第15条の2 市が設置する一般廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
ごみ処理施設	クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126番地	ごみ処理施設	クリーンプラザよこて	横手市柳田字中村126番地
	ペットボトル等処理センター	横手市睦成字七日市33番地			
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第14号

横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年横手市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に法第14条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に関する情報を提供し、当該特定空家等を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に法第22条第1項の規定による助言又は指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令に関する情報を提供し、当該特定空家等を解消するために必要な協力を求めることができる。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

第9期介護保険事業計画運営期間における介護保険料を設定するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市介護保険条例の一部を改正する条例

横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第20条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 37,500円</u></p> <p><u>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 56,200円</u></p> <p><u>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,200円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第20条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,700円</u></p> <p><u>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 55,200円</u></p> <p><u>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 55,600円</u></p>

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,500

円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 75,000

円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 90,000

円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 97,500

円

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 112,50

0円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 127,50

0円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 142,5

00円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 72,600

円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 80,700

円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 96,800

円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 104,90

0円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 121,00

0円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 137,10

0円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 153,3

00円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 169,4

00円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 185,6

00円

2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号  
イの市が定める額は、120万円とする。

3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号  
イの市が定める額は、210万円とする。

4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号  
イの市が定める額は、320万円とする。

5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号  
イの市が定める額は、400万円とする。

6 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課  
に係る第1項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年  
度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわら  
ず、22,500円とする。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ  
いての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度ま  
での各年度における保険料率について準用する。この場合に  
おいて、前項中「22,500円」とあるのは、「37,5  
00円」と読み替えるものとする。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 193,6  
00円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課  
に係る第1項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年  
度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわら  
ず、22,900円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ  
いての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度ま  
での各年度における保険料率について準用する。この場合に  
おいて、前項中「22,900円」とあるのは、「39,1  
00円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「22,500円」とあるのは、「52,500円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第23条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,900円」とあるのは、「55,200円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)

第23条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12

合算額とする。

4・5 [略]

号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した  
保険料の額との合算額とする。

4・5 [略]

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の横手市介護保険条例第20条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



議案第16号

横手市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

使用の制限を見直すため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例

横手市農村環境改善センター設置条例（平成17年横手市条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の許可には、環境改善センターの管理上必要な条件を<u>付ける</u>ことができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境改善センターの使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 営利及び宣伝を目的とする場合</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、環境改善センターの管理上支障があると市長が認めた場合</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の許可には、環境改善センターの管理上必要な条件を<u>付する</u>ことができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境改善センターの使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、環境改善センターの管理上支障があると市長が認めた場合</u></p>

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事由により、環境改善センターの使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたと  
き。

別表（第6条、第15条関係）

1 平鹿農村環境改善センター

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した  
場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場  
合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、環境改善センターの使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場  
合

別表（第6条、第15条関係）

1 平鹿農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
郷土民芸創作室	1時間に	200円
	つき	
農事研修室		200円
食品加工室		200円
多目的ホール (1)		450円
多目的ホール (2)		450円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

2 大森農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
郷土民芸創作室	営利を目的としない場合	1時間に つき	200円
	営利を目的とする場合		600円
農事研修室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
食品加工室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
多目的ホール (1)	営利を目的としない場合		450円
	営利を目的とする場合		2,500円
多目的ホール (2)	営利を目的としない場合		450円
	営利を目的とする場合		1,700円

備考

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

2 大森農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
会議室	1時間に つき	100円
農事研修室		100円
生活研修室		100円
生活実習室		100円
調理実習室		100円
多目的ホール		300円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額	
会議室	1時間に つき	営利を目的としない場合	100円
		営利を目的とする場合	300円
農事研修室		営利を目的としない場合	100円
		営利を目的とする場合	300円
生活研修室		営利を目的としない場合	100円
		営利を目的とする場合	300円
生活実習室	営利を目的としない場合	100円	
	営利を目的とする場合	300円	
調理実習室	営利を目的としない場合	100円	
	営利を目的とする場合	300円	
多目的ホール	営利を目的としない場合	300円	
	営利を目的とする場合	1,300円	

備考

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

3 十文字農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
農事相談室	1時間に つき	<u>250円</u>
健康相談室		<u>100円</u>
創作活動室		<u>100円</u>
多目的ホール		<u>300円</u>
交流室		<u>150円</u>
陶芸活動室		<u>150円</u>

備考

2 [略]

3 十文字農村環境改善センター

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
農事相談室	1時間に つき	営利を目的としない場合 <u>250円</u>
		営利を目的とする場合 <u>750円</u>
健康相談室		営利を目的としない場合 <u>100円</u>
		営利を目的とする場合 <u>300円</u>
創作活動室		営利を目的としない場合 <u>100円</u>
		営利を目的とする場合 <u>300円</u>
多目的ホール	営利を目的としない場合 <u>300円</u>	
	営利を目的とする場合 <u>3,000円</u>	
交流室	営利を目的としない場合 <u>150円</u>	
	営利を目的とする場合 <u>450円</u>	
陶芸活動室	営利を目的としない場合 <u>150円</u>	
	営利を目的とする場合 <u>500円</u>	

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

1 営利を目的としない使用であつて、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

2 [略]

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市大町多目的集落集会所を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。



横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例

横手市集落多目的共同利用施設等設置条例（平成17年横手市条例第212号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="259 719 1104 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 719 692 783">名称</th> <th data-bbox="692 719 1104 783">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 783 692 847">[略]</td> <td data-bbox="692 783 1104 847"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 847 692 970">横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所</td> <td data-bbox="692 847 1104 970">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 970 692 1034">横手市大町多目的集落集会所</td> <td data-bbox="692 970 1104 1034"><u>横手市大森町字大森59番地17</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1034 692 1093">[略]</td> <td data-bbox="692 1034 1104 1093"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所	[略]	横手市大町多目的集落集会所	<u>横手市大森町字大森59番地17</u>	[略]		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1126 719 1973 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 719 1559 783">名称</th> <th data-bbox="1559 719 1973 783">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 783 1559 847">[略]</td> <td data-bbox="1559 783 1973 847"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 847 1559 1034">横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所</td> <td data-bbox="1559 847 1973 1034">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1034 1559 1093">[略]</td> <td data-bbox="1559 1034 1973 1093"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所	[略]	[略]	
名称	位置																		
[略]																			
横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所	[略]																		
横手市大町多目的集落集会所	<u>横手市大森町字大森59番地17</u>																		
[略]																			
名称	位置																		
[略]																			
横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落 集会所	[略]																		
[略]																			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

横手市建築基準法等関係手数料条例（平成23年横手市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務に係る手数料に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務に係る手数料に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>

別表第4（第2条関係）

手数料を徴収する事項		区分	手数料の額
[略]			
51	[略]		
52	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の特例の認定の申請	[略]	

備考 [略]

別表第8（第5条関係）

手数料を徴収する事項		区 分	手数料の 額
1	[略]		

別表第4（第2条関係）

手数料を徴収する事項		区分	手数料の額
[略]			
51	[略]		
52	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
53	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による道路内における建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件	27,000円
54	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転の特例の認定の申請	[略]	

備考 [略]

別表第8（第5条関係）

手数料を徴収する事項		区 分	手数料の 額
1	[略]		

<p>2 建築物省エネ法第12条第2項に基づく適合性判定の提出、建築物省エネ法第13条第3項に基づく適合性判定の通知又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に基づく軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の請求</sup></p>	<p>[略]</p>	<p>2 建築物省エネ法第12条第2項に基づく適合性判定の提出、建築物省エネ法第13条第3項に基づく適合性判定の通知又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第11条に基づく軽微な変更<sup>に該当していることを証する書面の請求</sup></p>	<p>[略]</p>
--	------------	---	------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

老朽化した市営住宅の一部を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例

横手市営住宅設置条例（平成17年横手市条例第253号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 市営住宅				1 市営住宅			
(1)～(5) [略]				(1)～(5) [略]			
(6) 十文字地域				(6) 十文字地域			
建設年度	名称	戸数	位置	建設年度	名称	戸数	位置
昭和44年度	山道住宅（ <u>1・2号棟</u> ）	<u>2</u>	[略]	昭和44年度	山道住宅（ <u>2号棟</u> ）	<u>1</u>	[略]
昭和44年度	〃（ <u>3・5・6・10・13号棟</u> ）	<u>5</u>	[略]	昭和44年度	〃（ <u>3・6・13号棟</u> ）	<u>3</u>	[略]
昭和45年度	〃（ <u>17・19～21・23～25・28・29号棟</u> ）	<u>9</u>	[略]	昭和45年度	〃（ <u>23・24・28号棟</u> ）	<u>3</u>	[略]

[略]	[略]
(7)・(8) [略]	(7)・(8) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第20号

横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

横手市消防事務手数料条例（平成17年横手市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する 事務	区分		金額	手数料を徴収する 事務	区分		金額
[略]				[略]			
3 消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく貯蔵所の設置 の許可の申請に対 する審査	[略]			[略]			
	浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ	<u>1,180,000</u> 円	浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ	<u>1,450,000</u> 円	
		リットル以上5,000 キロリットル未 満のもの			リットル以上5,000 キロリットル未 満のもの		
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ	<u>1,410,000</u> 円		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ	<u>1,720,000</u> 円	

リットル以上10,000キロリットル未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>1,590,000</u> 円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>1,950,000</u> 円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,270,000</u> 円
危険物の貯蔵最大	<u>4,550,000</u>

リットル以上10,000キロリットル未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>1,920,000</u> 円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>2,360,000</u> 円
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,740,000</u> 円
危険物の貯蔵最大	<u>5,640,000</u>

	<table border="1"> <tr> <td>数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの</td> <td>5,820,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの</td> <td>7,070,000円</td> </tr> </table>	数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,820,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,070,000円		<table border="1"> <tr> <td>数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの</td> <td>7,240,000円</td> </tr> <tr> <td>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの</td> <td>8,790,000円</td> </tr> </table>	数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	円	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000円
数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	円														
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,820,000円														
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	7,070,000円														
数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	円														
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	7,240,000円														
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	8,790,000円														
[略]	[略]	[略]	[略]												
[略]	[略]	[略]	[略]												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市消防事務手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行う事務に係る手数料について適用し、同日前に行う事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横手市水道事業給水条例（平成17年横手市条例第314号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置</p>

工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 [略]

工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 [略]

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第 22 号

横手市女性センター条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市女性センターを廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市女性センター条例を廃止する条例

横手市女性センター条例（平成17年横手市条例第178号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（横手市地区交流センター設置条例の一部改正）
- 2 横手市地区交流センター設置条例（令和5年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表第2（第6条、第15条関係）	別表第2（第6条、第15条関係）  <u>1 横手市横手中央地区交流センター</u>  <div style="text-align: right;">（消費税を含む。）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">会議室</td> <td style="text-align: center;">営利を目的としない場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1時間につき</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営利を目的とする場合</td> <td style="text-align: center;">450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実習室</td> <td style="text-align: center;">営利を目的としない場合</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">営利を目的とする場合</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		単位	使用料の額	会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	150円	営利を目的とする場合	450円	実習室	営利を目的としない場合		150円	営利を目的とする場合	1,400円
区分		単位	使用料の額														
会議室	営利を目的としない場合	1時間につき	150円														
	営利を目的とする場合		450円														
実習室	営利を目的としない場合		150円														
	営利を目的とする場合		1,400円														

- 1 [略]
- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]

講習室 (1)	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	450円
講習室 (2)	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	650円
講習室 (3)	営利を目的としない場合	150円
	営利を目的とする場合	650円
講堂	営利を目的としない場合	300円
	営利を目的とする場合	2,850円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

- 2 [略]
- 3 [略]
- 4 [略]
- 5 [略]

5 [略]  
6 [略]  
7 [略]  
8 [略]  
9 [略]  
1 0 [略]  
1 1 [略]  
1 2 [略]  
1 3 [略]  
1 4 [略]  
1 5 [略]  
1 6 [略]  
1 7 [略]  
1 8 [略]  
1 9 [略]  
2 0 [略]  
2 1 [略]  
2 2 [略]

6 [略]  
7 [略]  
8 [略]  
9 [略]  
1 0 [略]  
1 1 [略]  
1 2 [略]  
1 3 [略]  
1 4 [略]  
1 5 [略]  
1 6 [略]  
1 7 [略]  
1 8 [略]  
1 9 [略]  
2 0 [略]  
2 1 [略]  
2 2 [略]  
2 3 [略]

(横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
区分	報酬の額	旅費の額	備考	区分	報酬の額	旅費の額	備考
[略]				[略]			
図書館協議会の委員	[略]			図書館協議会の委員	[略]		
女性センター運営委員会の委員	日額 6,000 円	横手市特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）					

	以下「条例」 という。)別 表第1に規定す る旅費相当額	
[略]		[略]

## 議案第23号

### 財産の取得について

次のとおり土地及び建物を購入する。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 所在地    | 横手市駅前町941番                                      |
| 2 地目及び地積 | 宅地 2,616.06平方メートルのうち2,236.06平方メートル              |
| 3 建物面積   | 4,242.62平方メートルのうち4,236.07平方メートル                 |
| 4 購入金額   | 1,498,969,000円                                  |
| 5 購入の相手方 | 横手市前郷二番町4番27号<br>横手駅東口第二地区市街地再開発組合<br>理事長 佐藤 誠一 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

#### 提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第24号

### 財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡する。

#### 1 譲渡する財産

名 称	ペットボトル等処理センター
位 置	横手市睦成字七日市33番地
施設種別	ごみ処理施設
延床面積	363.09平方メートル

#### 2 譲渡の相手方

大仙市花館字間倉169番地1  
株式会社県南バイオマス発電  
代表取締役 三浦 崇伸

#### 3 備考

上記のほか、付帯設備を含む。

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大



提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第25号

### 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付け及び減額貸付けする。

#### 1 貸付けする財産

##### (1) 建 物

名 称 旧睦合小学校（教室棟、体育館）

面 積 3, 197. 00平方メートル

##### (2) 土 地

所在地 横手市十文字町睦合字宿屋布36番地

面 積 12, 904. 00平方メートル

#### 2 貸付けの相手方

横手市平鹿町浅舞字返諏訪204番地

株式会社平鹿自動車学校

代表取締役社長 佐藤 理恵子

#### 3 貸付料の額

建物は無償とし、土地は横手市普通財産貸付料算定基準（平成17年横手市訓令第44号）によって算出した額の2分の1の額とする。

4 貸付料を無償及び減額する理由

財産を無償貸付け及び減額貸付けすることにより、市の産業振興並びに地域振興につなげるため。

5 貸付けの期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第26号

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

雄物川中央公園

横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村

2 指定する団体の名称

株式会社リバーサイドヒル

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第 27 号

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称  
横手市横手駅東西交流施設
- 2 指定する団体の名称  
一般社団法人横手市観光推進機構
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 2 月 20 日提出  
横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第28号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金  |
| 2 | 相手方   |   |
| 3 | 放棄する額 | 181,111円  |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方死亡及び相続人の破産手続が終了し、免責されたことから、今後の債権回収が不能となったため。 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第29号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                                 |
| 2 | 相手方   |  |
| 3 | 放棄する額 | 15,190円                                  |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方の破産手続が終了し、免責されたことから、今後の債権回収が不能となったため。 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第30号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                                 |
| 2 | 相手方   |  |
| 3 | 放棄する額 | 150,749円                                 |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方死亡及び相続人全員が相続放棄したことにより、債権回収が不可能となったため。 |

令和6年2月20日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。



## 議案第31号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                                 |
| 2 | 相手方   |  |
| 3 | 放棄する額 | 135,060円                                 |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方死亡及び相続人全員が相続放棄したことにより、債権回収が不可能となったため。 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第32号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 権利の内容 | 医療費個人負担金                                 |
| 2 相手方   |  |
| 3 放棄する額 | 93,070円                                  |
| 4 放棄の理由 | 相手方死亡及び相続人全員が相続放棄したことにより、債権回収が不可能となったため。 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 33 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                                 |
| 2 | 相手方   |  |
| 3 | 放棄する額 | 242,540円                                 |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方死亡及び相続人全員が相続放棄したことにより、債権回収が不可能となったため。 |

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 34 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和 6 年 2 月 20 日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 廃止路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
100673	堰端 2 号線	横手市安田字堰端 8 5 - 4	54.42	14.00
		横手市安田字堰端 8 5 - 6		~6.00
100674	堰端 3 号線	横手市安田字堰端 8 5 - 1 0	54.25	9.50
		横手市安田字堰端 8 5 - 1 2		~6.00
210002	月山西十文字線	横手市増田町増田字月山西 2 3 - 1	3,038.72	22.90
		横手市十文字町字十文字 2 - 5		~6.20
220002	福嶋西線	横手市増田町増田字北原東 2 5 7	1,628.15	12.70
		横手市増田町増田字本町 1 1 4		~6.20
200368	中七日町通り線	横手市増田町増田字上町 5 8 - 3	420.00	9.00
		横手市増田町増田字中町 8 1		~7.00
500130	真山牛ヶ沢線	横手市大森町字十二柳 2 5 2	901.16	5.70
		横手市大森町字十二柳 4 1 2		~3.00
500139	町田中野線	横手市大森町字町田 3 5 1 - 2	1,794.44	7.90
		横手市大森町上溝字中野 2 6 8		~4.00

議案第 35 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 認定路線

路線 番号	路線名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
100673	堰端 2 号線	横手市安田字堰端 8 5 - 4	108.40	14.00
		横手市安田字堰端 6 4		~6.00
100674	堰端 3 号線	横手市安田字堰端 8 5 - 1 0	108.40	14.00
		横手市安田字堰端 6 6		~6.00
101264	堰端 5 号線	横手市安田字堰端 6 8 - 1 1	130.30	12.10
		横手市安田字堰端 6 4		~8.00
101265	堰端 6 号線	横手市安田字堰端 6 8 - 8	56.50	13.00
		横手市安田字堰端 8 9 - 7		~6.00
210002	伊勢堂南十文字線	増田町増田字伊勢堂南 1 - 3	2,586.30	20.90
		横手市十文字町字十文字 2 - 5		~6.40
500130	真山牛ヶ沢線	横手市大森町字十二柳 2 5 2	922.40	8.60
		横手市大森町字真山 1 9 6		~3.00
500139	町田中野線	横手市大森町字町田 3 5 6 - 1	1,810.00	20.70
		横手市大森町上溝字中野 2 6 8		~4.00
600582	西上 1 2 号線	横手市十文字町字西上 4 8 - 1	111.20	13.00
		横手市十文字町字西上 5 1 - 2		~6.00

議案第44号

令和6年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて

令和6年度横手市市営温泉施設特別会計は、温泉施設事業推進のため、令和6年度横手市一般会計から202,942千円以内を繰り入れる。

令和6年2月20日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を求める。